

概念の自己運動に関する一考察

——ヘーゲル論理学における方法の再検討——

飯泉 佑介

1. はじめに

しばしば「弁証法的方法」と呼ばれるヘーゲル哲学の方法は、1840年代のヘーゲル学派内の論争に始まり¹、20世紀のマルクス主義やヘーゲルの思想形成史研究における数多の議論を経て、比較的近年に至るまで極めて精力的に研究されてきた。残念ながら、今日ではこうした関心が世界的な哲学研究の中心に位置するとは言いがたい。だが、他方で、独特な力動性と否定性を特徴とするヘーゲルの方法のうち——それを「弁証法的方法」と呼ぶかどうかは別にして²——新たな哲学的可能性を見出す動向も現れてきている³。

しかし、本論では、ヘーゲル哲学の方法をどう活用しその可能性をどう見積もるかという問題以前に、方法そのものの理解からして非常に論争的であるという点に注意を向けたい。とりわけ本邦では、〈概念の自己運動〉というヘーゲルの方法概念の核心についてさえ、共通の理解が成り立っているようには見えない。その証拠に、「言葉の多義性を利用したレトリック、より卑近な言い方をすればダジャレ」（川瀬，2021，p.106）にすぎないという批判が提示される一方で、「むしろ「創発 emergence」として、積極的に位置づけるべきもの」（牧野，2012，p.14）⁴という正反対の評価も主張されるのである。こうした混乱状態のうちあってヘーゲル哲学の方法の意義を究明するためには、改めてヘーゲル自身の論じる概念の運動の実態に立ち返らなければならないと思われる。

そこで本論が検討するのは、『大論理学』（1816年）の「絶対的理念 absolute Idee」節である⁵。論理学の第三部概念論 Begriffslehre の掉尾を飾る同節でヘーゲルは、「概

¹ 例えば、クーノ・フィッシャーは、ヘーゲル哲学の方法としての「弁証法的方法」に明確に言及しているが（Fischer, 1865, p.190）、それ以前から「弁証法」を巡る議論は行われている。

² 近年では、ヘーゲルの方法を弁証法と安易に同一視することにも疑問符が付けられている。特にヴォルフの論考は説得的だと思われる（Wolff, 2014, pp.71-86）。

³ とりわけヘーゲル哲学の中に含まれている偶然性は、ヘーゲル哲学から影響を受けた現代哲学者たちが注目している（Žižek, 2012, マラブー，2005）。

⁴ このような牧野の emergence の強調は、別著において J. N. フィンドレイの弁証法理解から着想を得たことが示唆されている（牧野，2016，p.186）。

⁵ ヘーゲル哲学に関しては、どの論述を持ってその方法論が表されていると見做すのかさえ自明ではない。例えば、『エンツィクロペディ』（第3版）の「論理学」冒頭部では、「論理的なもの」がもつ「三つの側面」、すなわち、「 α ）抽象的もしくは悟性的側面」、「 β ）弁証法的もしくは否定的-理性的側面」、「 γ ）思弁的もしくは肯定的-理性的側面」が論じられており（GW20, 118, §79）、これをもってヘーゲル哲学の方法と捉える解釈も少なくない。実際、フォルスターは、この『エンツィクロペディ』の方法規定に依拠して、いかなる条件のもとで〈概念の自己運動〉が成り立つかを考察している（Forster, 1993, pp.130-170）。しかし、そもそ

念のそれ自身の運動」が「方法として考察されるべき」であると主張し(GW12, 238)、「概念それ自身の諸規定とその諸関係」に関する考察を展開している(GW12, 239)。しかし、そうして示される〈概念の自己運動〉の構造、つまり、概念の諸規定の構造的な諸関係は極めて錯綜しており、これまでの研究でも、その構造のどの側面に焦点を当てるかによってさまざまな解釈が提示されてきた。なかでも、「規定的否定」の論理によって説明する解釈や、「思弁的推論」を看取する解釈は今日主流の立場であるが、いずれもそれだけで決定的な解釈と言えるかは疑わしい。

本論では、この二つの主要解釈を踏まえて「絶対的理念」節を分析することで、〈概念の自己運動〉が、自らを普遍、特殊、個別として否定的に規定する「概念」の運動、自己否定的な自己規定作用そのものであることを明らかにする。この解釈は斬新でも独創的でもないかもしれない。だが、ヘーゲルの「概念」を特徴付ける内面的な否定性を適切に考慮しながら、その普遍、特殊、個別という諸規定の関係を整合的に説明する一つの有力な方途であることは確かである。

以下では、最初に先行研究を検討し、本論の問題設定を明確にする(2)。次に、「絶対的理念」節に沿って、「普遍」から「特殊」に至る過程(3)、そして、「特殊」から「個別」に至る過程を分析する(4)。最後に、以上の分析をまとめた上で、〈概念の自己運動〉がもつ方法論的意義について若干の考察を行いたい(5)。

2. 先行研究の検討——「規定的否定」解釈と「思弁的推論」解釈

はじめに、〈概念の自己運動〉に関する既存の解釈の検討を行う。言うまでもなく、ヘーゲル論理学に関する長い研究史の中では無数の解釈が登場しており、それらを整理するだけでも容易なことではない。しかし、なぜ、どのようにして「概念」は運動するのかという論点からすれば、次の二つの立場に分けるのが順当だと思われる。第一の立場は、「肯定的なもの」と「否定的なもの」という対概念に依拠して、「規定的否定」の論理によって運動を説明するものである。第二の立場は、普遍、特殊、個別という三つの契機に着目し、〈概念の自己運動〉を「思弁的推論」として解釈するものである。

まずは「規定的否定」解釈の主張を確認しよう。「規定的否定 *bestimmte Negation*」とは、周知のように、「否定的なものは同時に肯定的でもあるという論理的命題」において作用している否定であり、ヘーゲルに言わせれば、「学的進行を確保するための唯一のもの」である(GW21, 38, cf. GW9, 57)。この命題が含意しているのは、レトゲスが

も「三つの側面」は「論理的なものが形式に従ってもつ」(GW20, 118, §79)ものにすぎず、『エンツィクロペディ』初版で明確に対比されるように、その叙述は「内容に従って、思考の諸規定が即且つ対自的に考察される」ことではない(GW13, 25, §17)。いずれにせよ、本論は、ヘーゲルが「方法の本来の叙述は論理学に属している、あるいはそれどころか、論理学そのものである」(GW9, 35)と述べている点に範を取り、正攻法によってまずは論理学の「絶対的理念」節の分析から着手したい。

論じるように、自ら否定したものの結果から、肯定的なものを見出すことのない「懐疑主義」に対する痛烈な批判である(Röttges, 1976, pp.54-62)。すなわち、ヘーゲルは、「自分に矛盾するものは、ゼロに、つまり、抽象的な無へと解消されるのではなく、本質的にただその特殊な内容の否定へと解消」し、それゆえ「結果には、本質的にそこから否定が帰結したところのものが含まれている」(GW21, 38)と主張する。この結果に含まれているものこそ、「一つの内容をもつ」「規定的〔規定された〕否定」である(GW21, 38)。したがって、普通、「否定的なものは同時に肯定的でもある」という命題は、「無」に等しいただの「矛盾」を意味するだけだが、ヘーゲル論理学では、「規定的否定」を介することによって「肯定的なもの」をもたらす。この方法に従うことで、否定性を原理としながらも着実に進行し、哲学体系が形成されるのである。

ヘーゲルは随所で「規定的否定」や「矛盾」がもつ方法論的意義について論じているが、それらがカテゴリーとして体系的に規定されるのは論理学の存在論 *Seinslehre* と本質論 *Wesenslehre* である⁶。例えば、「矛盾」に関しては、本質論「反省諸規定」章 B.「区別」において、「肯定的なもの」と「否定的なもの」との「対立」が先鋭化し「矛盾」に至るという仕方で規定される。この C.「矛盾」節の要点は、その「矛盾」が「あらゆる物は自分自身において矛盾的である」(GW11, 286) というときの「矛盾」ではなく、それぞれ自分と他者に対して否定的および肯定的に関係する「肯定的なもの」と「否定的なもの」に固有の「矛盾」である点に存する (cf. GW11, 280)⁷。一方、「規定的否定」の論理は、この表現が直接登場するわけではないものの、存在論「定在」章「規定性」節で初めて用いられ、「否定の否定」から「無限性」への移行を下支えしていると考えられる。すなわち、「有限なもの」は、その「制限」において自分を廃棄する「否定的なもの」であるかぎり、「無限なもの」と対立するが、しかし、「無限なもの」との関係において否定されることを通じてそれ自身規定される時、つまり、「否定の否定」(GW11, 78)として示されるとき、「無限性が有限なものの規定〔本分〕である」(GW11, 79)ことが明らかになるというのである⁸。

それでは、概念論の「絶対的理念」節ではどうだろうか。なるほど、ここでも「規定的否定」という用語は明示的に使われていないものの、やはりヘーゲルがその論理を踏まえて議論を展開していることは否定しがたい。とりわけ「概念の運動にとって

⁶ 本論ではこの問題を正面から扱うことはできないが、一つだけ示唆するならば、ヘーゲル論理学における「弁証法」や「矛盾」は、事物や世界の論理ではなく、あくまで思考諸規定のレベルで成り立つ事柄として解釈できるということである。ザンダーは、ヘーゲル自身、『大論理学』の緒論で「質料 *Materie*」などの紛らわしい表現を用いていることを指摘しつつも、「論理学の内容」が「論理学に固有の諸規定、それも、あらゆる所与から独立した純粋な思考諸規定としての諸規定」であることを明らかにしている(Zander, 2022, p.76)。「弁証法」や「矛盾」を世界の論理と解釈する立場の一例としては、島崎(1993, pp.21-43)を参照。

⁷ この点については、堀永(2020, pp.155-157)が的確に指摘している。

⁸ ザンダーは、まさに本質論の「矛盾」を存在論の「規定的否定」と関連させて解釈することで、ヘーゲル論理学の方法における「矛盾」の役割を究明している (Zander, 2022, pp.77-86)。

の「転回点」に関する説明では一種の定式化が試みられていると思われる(GW21, 246-247)。それは——「直接的なもの」を「肯定的なもの」と、「媒介されたもの」を「否定的なもの」と呼び替えるならば——、概ね次のように整理することができるだろう。

1. 第一の肯定的なもの **Positives** [肯定] の規定
2. 否定的なもの **Negatives** [否定] の規定
 - 2.1. 肯定的なものの中の否定的なもの (第一の否定的なもの)
 - 2.2. 否定的なものの中の否定的なもの (第二の否定的なもの) = 否定の否定
3. 第二の肯定的なもの の規定

以上の三つの段階からなる「方法の形式全体」のことを、ヘーゲルは「三肢構造 **Triplicität** [三分性]」と呼ぶ(GW12, 247)。第二段階はさらに二つの段階(2.1、2.2)に分割できるため、「四肢構造 **Quadruplicität** [四分性]」とも表現できるが、ヘーゲルによれば、それが「三つ」であるか「四つ」であるかは、「認識の仕方に関する全く表面的で外面的な側面にすぎない」(GW12, 247)。肝心なことは、「肯定的なもの」と「否定的なもの」が「否定的なものは同時に肯定的なものである」という「矛盾」を形成し、それが「否定の否定」を経て、「肯定的なもの」へと力動的に解消するという点にある。このように、存在論と本質論に由来する、「肯定的なもの」と「否定的なもの」という概念に基づいて〈概念の自己運動〉を説明しようとするのが、第一の立場である (cf. 牧野, 2012, p.10, Lu De Vos, 2006, p.143)⁹。

次に、〈概念の自己運動〉を「思弁的推論」と見なす解釈を確認しよう。この解釈を理解するためには、ヘーゲルの考える「概念 **Begriff**」が普遍性、特殊性、個別性という諸規定を備えていることを確認しなければならない¹⁰。これらは、伝統的な形式論理学の場合、類、種、個体に相当する概念のクラスを指すと考えられるが、ヘーゲル論理学ではそうではない。概念論「主観性」章の「概念」節によれば、普遍、特殊、個別はそれぞれ、「概念の全体」であるとともに「規定された概念」であり、さらには、「概念の一つの規定」でもあるとされる(GW12, 31)。このことは、「概念」が三つの「契機」を含むだけでなく、それぞれがそれ自身「概念」でもあり、「概念」の「規定」でもあるという相互的で全体的な規定を意味する。それゆえ、「概念は総体性 **Totalität** である」(GW12, 31)り、また「規定された概念」は「すべての諸規定の総体性である」と

⁹ この「肯定的なもの」と「否定的なもの」の三肢構造は、「即自 **Ansich**」と「対自 **Fürsich**」という対概念を用いた説明と重ねられる。「概念自身は、我々にとってさしあたり、即自的に存在する普遍的なものであるとともに、対自的に存在する否定的なものであると同時に、第三の即且つ対自的なものでもある」(GW12, 248)。グッツオーニのように、「端緒」を「即自」、「進行」を「対自」、「帰結」を「即且つ対自」と対応させることによって〈概念の自己運動〉を理解する解釈もある(Guzzoni, 1963, pp.45-46)。

¹⁰ 以下、概念論で規定される意味での概念に言及する際は、「概念」と鉤括弧を付す。

さえ言われる(GW12, 48)。つまり、ヘーゲルの言う「概念」は、それ自身「普遍的」であると同時に「特殊的」に規定されており、さらには、その全体が「個別」として総括されているのだから、単に上位の類概念に帰属したり特殊な下位概念を包摂したりすることによって規定されるのではない¹¹。「概念」は、普遍、特殊、個別が互いに規定し合う「絶対的媒介」(GW12, 34)によって十全に規定されているのである。

このように普遍、特殊、個別は、ヘーゲル論理学の「概念」を特徴付ける本質的な規定であり、それだけに〈概念の自己運動〉にも深く関与していることは間違いない。特に「絶対的理念」節の展開の節目で、次のように言及されていることは看過されてはならない。1)「普遍的なものは特殊的なものとして措定されている」(GW12, 244)。2)「第二の前提は、個別性によって規定されている」(GW12, 246)。3)「第三のものは、そこで概念が、自らの否定性によって自分自身と媒介し、そのことによって自らの諸契機を〔貫く〕普遍的で同一のものとして対自的に措定されているような、結論 *Schlussatz* である」(GW12, 248)。普遍と特殊、特殊と個別、個別と普遍を相互に関係付ける上記の説明に注目し、それを「思弁的推論 *spekulativer Schluss*」と名付けたのは、デュージングである¹²。デュージングによれば、「絶対的理念」節の「弁証法的方法」は、次のような推論の形式をとる(Düsing, 1986, pp.31-36.)¹³。

1. A—B (普遍は特殊である)
2. B—E (特殊は個別である)
3. E—A (個別は普遍である)

この形式は、伝統的な形式論理学で研究されてきた「三段論法 *Syllogismus*」の「格 *Figur*」でいえば、第4格に相当するだろう。だが、ヘーゲルは「推論」節の「定在の推理」で、アリストテレスさえ知らなかった第4格を「まったく完全に空虚に興味を引かない区別」だと断言しており(GW12, 103)、自らの論理学では扱っていない。それゆえ、

¹¹ ただし、「概念」はまさに普遍、特殊、個別によって規定されているがゆえに、それ自身、ただの「概念」に留まることはなく、「判断」、さらに、「推論」という形式へと展開せざるをえない。この展開は、単一で直接的なあり方をしていた「概念」が、「判断 *Urteil*」、つまり、「根源的に分割し *Ur-teilen*」つつ、「推論」を通じて再び「概念」へと統一するのである。「類種」関係に基づく「概念」理解については、セラーノの解釈を参照(Serrano, 2013, pp.305-316)。

¹² 「思弁的推論」は、デュージングが、ヘーゲルの「論理学・形而上学」講義断片(1801年)に登場する「推論の思弁的意味」(GW5, 273)という表現をもとに、同時代の『差異論文』(1801年)や『信仰と知』(1802年)の議論から作り上げた表現である(cf. Düsing, 1976, pp.89-92, pp.172-176)。管見の及ぶかぎり、ヘーゲル自身は、イエナ時代を含めて「思弁的推論」という概念を用いていない。

¹³ 多くの解釈者が「思弁的推論」に言及しているが、なかでもシェファーは、「普遍—特殊」「特殊—個別」「個別—普遍」を〈概念の自己運動〉における「端緒」「進行」「帰結」の段階に対応させており、より徹底した解釈を見て取ることができる(Schäfer, 2002, pp.256-264)。

デュージングも指摘するように、「思弁的推論」がどの「格」に対応するかを考えることにはあまり意味がない (Düsing, 1986, p.36)。重要なことは、「普遍」としての「概念」が「特殊」に転じ、さらに「個別」に至るという点である。〈概念の自己運動〉がこのような展開を形成するとしたら、そこには確かに、「特殊」が媒介となって、「普遍」と「個別」という両項を結合するという推論関係が生じていることを確認することができるだろう。

以上の「規定的否定」解釈と「思弁的推論」解釈は必ずしも対立する二つの立場ではなく、両者を同時に唱える解釈者も少なくない¹⁴。だが、二つの解釈を類型化して検討することによって、「絶対的理念」節における「方法」の規定をめぐる重要な争点を浮き彫りにすることができると思われる。

まず、〈概念の自己運動〉を引き起こす要因に焦点を当てるならば、最初の「規定的否定」解釈の方が説得的であるように見えるだろう。というのも、「規定的否定」の要点は、「肯定的なもの」を「否定的なもの」と結合する命題において、その否定性が「規定的否定」であることによって、再度「肯定的なもの」が規定されるという点にあったが、こうした否定性はヘーゲルにとって「あらゆる活動性の、そして、生きた精神的な自己運動の最も内的な源泉、弁証法的魂」(GW12, 246)とも呼ばれうるからである。「概念」が運動するには、独自の否定性としての弁証法的な契機も、また、「規定的否定」による肯定性の再獲得も欠かすことはできない。「規定的否定」解釈は、こうした否定性と肯定性からなる力動性を余すところなく表現している。

しかし、他方でこの解釈は、他でもなく「絶対的理念」節で規定される〈概念の自己運動〉に最も適した解釈であるとは言いがたいだろう。なぜなら、そこでヘーゲルは、運動する「概念」について、一般的に想定される概念ではなく、1) 自分自身を絶対者として知る概念であり、2) 「全 Alles」であるような概念に限定しているからである¹⁵。このような特異な意味での「概念」とは、すでに見たように、概念論で規定される「概念」、すなわち、普遍、特殊、個別によって規定された「概念」以外ではない。それゆえ、「否定的規定」解釈は、論理学の他の箇所、とりわけ存在論や本質論で叙述される概念、つまり、「ある規定された概念」(GW21, 17)の運動を説明できるかもしれないが、しかし、概念論に固有の「概念」そのものの運動を説明するには十分ではないと考えられる。言い換えれば、〈概念の自己運動〉は——少なくともそのままの形式では——論理学全体を通じた諸概念の運動を規定するのではないのである¹⁶。

¹⁴ Cf. Fulda, 1978, Kimmerle, 1979.

¹⁵ 「ここで方法として考察されるべきは、次のような概念のそれ自身の運動だけである。すなわち、その本性はすでに認識されていたが、第一に今や、その概念は全 Alles であり、その運動は普遍的で絶対的な活動性、つまり、自分自身を規定し実現する運動であるという意味をもつ」(GW21, 238)。

¹⁶ この点については、本論の第 5 節で若干の補足的考察を行う。

こうした難点は、従来の研究でも気付かれていなかったわけではない。例えば、ヘスレは「絶対的理念」節の方法論を「ヘーゲルが実際に従っている方法についてはほとんど見通しを与えない」(Hösle, 1988, pp.179-180)と批判し、むしろ「規定的否定」の方へと目を転じている(cf. Hösle, 1988, pp.188-197)。ヘスレのような「方法」の理解は、論理学の「遂行の仕方 Verfahren」を、概念論で規定される方法ではなく、本質論の「反省諸規定」に見て取ったヘンリッヒの解釈の伝統のうちにある(cf. Henrich, 2010, pp.101-105)。しかし、ヘーゲル自身の主張に沿って、〈概念の自己運動〉を論理学の「方法」として捉えるかぎり、普遍、特殊、個別からなる「概念」の本質的規定を無視することはできない。フルダが的確に指摘するように、概念の運動における「端緒」や「進行」は、「当然ながら、「矛盾」や「否定の否定」といった本質〔論〕の諸規定のうちで汲み尽くされるべきではなく、むしろ「純粋に概念〔論〕の領域に属する諸規定によって際立たせられる」(Fulda, 1978, p.154)¹⁷。したがって、概念論に固有の〈概念の自己運動〉の構造を見逃し、あるいは、あえて無視している「規定的否定」解釈は、論理学の「方法」のポイントを見失っていると言っても過言ではないのである。

それでは、〈概念の自己運動〉を「思弁的推論」と解する第二の立場こそ、正当な解釈だと言えるだろうか。この解釈を検討するに当たって参考になるのは、海老沢によるデュージング批判である。海老沢は、デュージングの「思弁的推論」解釈を念頭に置いて、「弁証法を推論と考えることは誤りだと思ふ」と述べ、その理由として、「普遍・特殊・個別は概念の主観的規定にすぎず、[……] 推論は形式的論理にすぎない」こと、そして、「デュージングは弁証法を持つ否定的性格に注意を払っていない」ことを挙げている(海老沢, 2012, p.193)¹⁸。すでに示したように、普遍、特殊、個別は——確かに概念論「第一部 主観性」で規定されるとはいえ——概念論全体の「概念」によって本質的な諸規定であり、「主観的規定にすぎない」という海老沢の主張はやや強引な印象を受ける。だが、ヘーゲルにとって、推論は「形式的論理にすぎない」こと、そしてそこでは「否定的性格」が軽視されていることは、決して的外れな指摘であるとは言えない。実際、ヘーゲルは、「三肢構造」を論じた文脈の中で「方法」を「推論」と見做すことを退けている。すなわち、「三段論法」としての「推論」は、第一に、「総じて完全に外面的な、内容の本性を規定しない形式として見做されてきた」し、第二

¹⁷ フルダは、〈概念の自己運動〉が「概念論の領域」に帰属するというので、この運動が「判断」や「推論」と言った形式に依拠していることを示唆している。それゆえ、確かにフルダも「思弁的な意味での推論」に触れるものの、その意味は「普遍」—「特殊」—「個別」の推論関係が成り立つことを表すにすぎない(Fulda, 1978, pp.154-156)。言い換えれば、デュージングやシェファーのように、「普遍」—「特殊」、「特殊」—「個別」、「個別」—「普遍」という三つの段階があると考えているのではないのである。

¹⁸ 加えて、海老沢は、「思弁的推論」解釈を徹底したシェファーの主張を批判し、「絶対理念は推論の形式性を克服するものなのだ」と述べている(海老沢, 2012, p.193)。

に、「形式的な意味では単に同一性という悟性的規定の中を経巡る」ため、「本質的契機である弁証法的契機、つまり、否定性を欠いている」(GW12, 247)。このように「推論」は「総じて外面的」であり「否定性」を欠いているというヘーゲルの主張は、海老沢による「思弁的推論」批判に見事に対応している。

もっとも、「思弁的推論」解釈の論者として、〈概念の自己運動〉を——「思弁的推論」と言うだけあって——ただの形式的な「推論」と見做しているわけではない。デュージングの主張するところでは、「総体性は、一面的な規定、つまり、規定された普遍的なものへと埋没するのではなく、同時に自らをその〔普遍的なものの〕対立した特殊なものとして規定する」がゆえに、「弁証法は不可避である」し、「こうした弁証法的方法の三段論法的叙述は、〔……〕この方法にとって外面的ではない」(Düsing, 1986, p.37)。このように「弁証法」を「思弁的推論」の本質的契機と捉え、その推論形式を方法にとって「外面的」でないと主張する点は、むしろ海老沢の批判に対する予防的な反論となっている。しかし、デュージングによる「絶対的理念」節の分析においては、「弁証法」ないし「否定性」と呼ばれている事柄の実相は必ずしも明瞭ではない(Düsing, 1986, pp.33-36)。結局のところ、デュージングは、「概念」に固有の規定性を捉えておらず、むしろ「規定的否定」に還元される論理を想定しているように思われる。それゆえ、〈概念の自己運動〉の構造を「普遍—特殊」「特殊—個別」「個別—普遍」の推論形式に重ねるような「思弁的推論」解釈を無条件に支持することはできない¹⁹。

さて、以上の考察によれば、いずれの解釈類型もそのままの形で受け入れることは難しい。だが、その反面、〈概念の自己運動〉に関して解明すべき要点はより明確になったと考えられる。それは、すなわち、普遍、特殊、個別からなる「概念」が自ら運動するとき、この運動を駆動する否定性はいかなるものが、という点である。以下では、〈概念の自己運動〉を構成する諸段階、特に最初の二つの段階（「普遍」から「特殊」へ、「特殊」から「個別」へ）に沿って、その否定性がどのようなものかという点に注目しながら、「絶対的理念」節の叙述を分析していきたい。

¹⁹ 山口のように、〈概念の自己運動〉を別種の「推論（推理）」と解釈する解決策も認められるかもしれない。山口は、次のように「この〔概念の運動の〕過程は二つの前提を持つ推理の形で表現される」と主張する(山口, 2010, pp.248-249)。

- 第一前提：直接的なものは直ちにそれに対する他のものに関係し、従ってそれへと移行するか、あるいは移行してしまっている。
- 第二前提：区別されたものそのものはそれから区別されたものに関係する。
- 結論：故に、概念はその否定性を通して自己自身と媒介され、従って自己に対してそれら諸契機の普遍的なもの、同一的なものとして措定される。

しかし、この「推論」の解釈は、内実としては前述の「規定的否定」解釈と変わらないと言ってよい。山口は、概念の運動における否定性の重要性を適切に捉える一方で、少なくともその構造を分析する上では、普遍、特殊、個別といった「概念」の諸規定を度外視しているように見える。

3. 「絶対的理念」節の分析——「普遍」から「特殊」へ

最初に解明するべきは、「普遍」が、なぜ、どのように「特殊」へと移行するのかという点であるが、その前に「普遍」としての「概念」の内実について確認しよう。〈概念の自己運動〉を叙述するに当たって、出発点となるのはその「端緒」にある「概念」である。だが、「端緒」は「端緒」にすぎない、言い換えれば、まだ進行しておらず、過程によって媒介されていない。それゆえ、「端緒」にある「概念」は、その「内容」からすれば、「ある直接的なもの」であり、「普遍的抽象性という意味と形式」をもつとされる (GW12, 239)²⁰。このことをヘーゲルは、「最初の普遍性は、直接的な普遍性であり、それゆえに存在という意味をもっている」(GW12, 239)とも表現するが、このときの「存在」は、存在論の冒頭の「存在 Seyn」を示唆していると思われる。「存在、純粋な存在、——いかなる更なる規定も欠いている」(GW21, 68)²¹。そのかぎり、方法論の末尾で回想されるように、「当初、端緒は、内容との関係で言えば、方法に対して完全に無規定的であらざるをえなかった」(GW12, 249)のである。

それでは、「概念」は「端緒」に留まり続けて、自らを無規定なままにしておくのだろうか。そうではない。ヘーゲルによれば、「概念」としての「存在」は、存在論における「存在」と同様、「まさに自分自身への抽象的な関係」であり、それゆえ、「思想や概念」が外在的に付け加わって規定されるものではない(cf. GW12, 239-240)。しかし、まさにこのように内容を欠いた抽象的な「存在」を「指し示すという要求」において、「概念の実現 Realisierung des Begriffs」という要求一般が考えられている」(GW12, 240)。この「概念の実現」の「要求」とは、「端緒」にとって「進行」としての過程が、「直接的なもの」にとって「媒介」が、そして「普遍」にとって「特殊」がその「限界」として示されていることを意味するだろう。存在論で論じられるように、「規定性」は、まさに「或るもの」がその「限界 Grenze」から区別されないところで現れる(cf. GW21, 69)。したがって、「単一で直接的な普遍性」としての「概念」には、「認識の更なる完全な展開という目標と仕事」が求められるのであるし、また、「普遍性の形式そのもの」ではなく、「普遍性という規定性」について語る必要があるとヘーゲルは主張する(cf. GW12, 240)。

²⁰ もちろん、ここでの「端緒」は、「直接的なもの」であるとはいえ、「感性的直観」に対して現れる「多様なもの」や「個別的なもの」ではない。ヘーゲルによれば、「概念的思考」という「認識」における「端緒」は「思考の境位においてのみある」のだから、それは「単一なものであり、普遍的なものである」(GW12, 239)。

²¹ ホールゲイトが的確に指摘するように、存在論では「存在」が「規定性の明示的な欠如、欠落、否定として」「定義」されているのではなく、ただ「存在である」以外の規定が欠如している「こと」が「記述」されているだけである(Houlgate, 2006, pp.81-82)。それゆえ、存在の自己関係性という側面もまだ前面には出てきていない。

こうして、「単一なものであり、普遍的なものである」(GW12, 239)とされていた「概念」は、実際には無規定ではなく、すでに「普遍性という規定性」を備えていることが明らかになった。だが、前節で見たように、ヘーゲルの考える「概念」は総体性なのだから、「定在」や「本質」とは異なり、それ自身において、普遍性のみならず、特殊性と個別性をも備えているはずである。したがって、「端緒が、方法に対しては、単一で普遍的であるという規定性以外の規定性をもたない」ということは、「それ自身、規定性であり、それによって端緒に欠陥があることになる」(GW12, 240)。言い換えれば、「即自的に〔＝潜在的に〕具体的な総体性」(GW12, 240)は、総体性を「対自化」という契機を欠いているのである²²。後にヘーゲルは次のようにふり返る。「以前、始まろうとするもの *Anfangende* は直接的なものとして規定されたが、普遍的なものの直接性は、対自存在なき即自存在として表現されているものと同じものである」(GW12, 240-241)。

しかし、「端緒」にとっての「進行」、「即自存在」にとっての「対自存在」がいわば欠か態ないし彼岸として「指し示される」だけであるならば、「概念」はまだ「端緒」のもとに留まっていると言わなければならないだろう。両者が内容を伴って具体的に区別される時、次の規定性である「概念」の特殊性が現れ、「進行」が始まる。ヘーゲルは、次のように二つ目の段階を明示的に特徴付けている。

2. 端緒をなすところの具体的な総体性は、それ自身、総体性のうちで進行と発展の端緒をもっている。総体性は、具体的なものとして、自分のうちで区別されている。しかし、総体性の第一の直接性によって、第一の区別されたものは差異化されたものである。だが、直接的なものは、自分に関係する普遍的なものとして、〔つまり〕主体としては、この差異化されたものの統一である。——この反省は、前進の第一段階、〔すなわち〕——差異、判断、規定すること一般の登場である。(GW12, 241)

「端緒」に留まるかぎりの「概念」は、それ自身のうちで、「即自存在」と「対自存在」に区別されていたにすぎなかった。しかし、「進行」の段階に入ると、「対自存在」、あるいは、「差異化されたもの」が「第一の区別されたもの」として登場している。他方で「直接的なもの」としての「即自存在」はなお、この「差異化されたもの」を「統一」していると言われている。ここでは、もはや単一の「端緒」は存在せず、「端緒」と「その進行と発展」が「区別」されつつ「統一」されているという事態が生じていると考えられる。まさにそのような「統一」そのものが「進行」であり、また、『エン

²² 「絶対的理念」節の方法論を存在論の「存在」「無」「生成」の展開と重ねるキンマーレは、この「即自的に具体的な総体性」についても「純粹存在」と「純粹無」の「最も単一の統一」と解釈しているが、このような解釈は文脈上の根拠に乏しいと思われる(Kimmerle, 1979, pp. 188-189)。

ツィクロペディ』の論理学の表現を借りれば、「理念の措定された判断である」(GW21, §239)と言えるだろう。

以上、「端緒」から「進行」へ、あるいは、「普遍」から「特殊」へと至る過程を追跡してきた。ここでヘーゲルは「弁証法的なもの」に言及しているが、それとともに「自分自身の他なるもの」という表現を用いていることに注目したい。「総合的にして分析的であるような、判断のこの契機によって、端緒をなす普遍的なものは、自分自身に基づいて、自分自身の他なるものとして自らを規定するが、そうした判断は弁証法的なものと呼ばれる」(GW12, 242)²³。「総合的にして分析的な判断」は、先行する「真なるものの認識」節の「分析的判断」と「総合的判断」を示唆しており、「自分自身の他なるもの」とは「普遍」に対する「特殊」を指していると考えられる。だが、問題は、いつ、どのようにして「端緒である普遍的なもの」は自らを「自分の他なるもの」、つまり、「特殊」として規定したのか、という点である。例えば、この点についてデュージングは、「進行がさしあたり無規定的なものを規定へともたらし、最終的に根源的に普遍的なものの自己規定に到達する」と主張している(Düsing, 1986, p.32)。しかし、初めに「端緒である普遍的なもの」からの「進行」が生じ、その後、その「進行」によって「端緒」が規定され、「特殊なもの」が生じたとは考えにくい。この説明では何故に「進行」が生じたのかが理解できないからである。実際には、「端緒」を「単一で普遍的なもの」と規定すると同時に、その「他なるもの」としての「特殊なもの」が規定され、こうして「進行」が生じたと解釈しなければならない。

この理解は、次のようなヘーゲルの表現からも確証される。

絶対的認識の方法は、そのかぎり、分析的である。方法が、その端緒にある普遍的なものの更なる規定を、完全にただこの普遍的なもののうちに見出すことは、その確信が方法であるような概念の絶対的な客観性である。しかし、同様に方法は、総合的である。というのも、その対象は、直接的には単一の普遍的なものとして規定されているものの、この対象がその直接性と普遍性そのものにおいて備える規定性によって、自らを他なるものとして示すからである。(GW12, 242)

海老沢はここでの「分析」と「総合」との分水嶺を「見出す finden」と「示す zeigen」の違いに見出しているが(海老沢, 2012, p.196)、より重要なことは、「分析」がただ「普遍的なものの更なる規定」を「見出す」だけであるのに対して、「総合」の場合、その対象は、「単一の普遍的なものとして規定されて」おり、「その直接性と普遍性そのものにおいて備える規定性によって、自らを他なるものとして示す」と記されている点

²³ この引用文に先立ち、ヘーゲルは、プラトン、古代懐疑主義、カントに言及しながら「弁証法」についての重厚且つ重要な考察を展開しているが(GW12, 242-244)、本論の見立てでは、この考察は「絶対的理念」節の本筋ではない。無論、そのことは「弁証法」が持つ方法論上の意義を低く見積もることを意味しない。

である。「単一で普遍的なものである」という「規定」は、それが「概念」に対して「見出される」外在的規定ではなく、それ自身において「示される」内在的規定であるとき、「自らを他なるものとして」露わにするとヘーゲルは考えている。これは、「端緒」にある「概念」に対する「考察」の差異だと言えよう。それゆえ、ヘーゲルによれば、「普遍的な第一のものが、即且つ対自的に考察されるならば、自分自身の他なるもの *das Andre seiner selbst* として示される」(GW12, 244)。「即且つ対自的に考察」すること——「即自存在」と「対自存在」を区別しつつ統一的に考察すること——によって、「普遍」という規定のうちに「自分自身の他なるもの」としての「特殊」が現れるのである。

こうして、ヘーゲルによれば、「端緒」に留まっていた「概念」は「単一で普遍的なものである」と「規定」され「判断」されることによって、それ自身において「自分自身の他なるもの」、つまり、「特殊」へと移行しているのである²⁴。

4. 「絶対的理念」節の分析——「特殊」から「個別」へ

続いて、「特殊」から「個別」への展開を考えたい。このとき鍵となるのが、「第二の否定的なもの」である。これまで見てきたように、「端緒」である「普遍的な第一のものは、それが規定されることにより、「自分自身の他なるもの」であることが判明した。わかりやすくするために、ヘーゲルが挙げる「普遍的なものは特殊なものとして措定されている」(GW12, 244)という命題を取り上げよう。一般的に言って「普遍的なもの」と「特殊なもの」は対立するのだから、この命題は、「特殊」が、「普遍」としての「概念」にとって「否定的なもの」であることを表していると思われる。だが、この場合の否定は、否定されるべき対象と結び付いているかぎり、「関係ないし相関」、あるいは、「肯定的なものの否定的なもの」と呼ぶこともできる(cf. GW12, 245)。それに対して、まさにこの「第一の否定的なもの」(GW12, 244)のうちに、ヘーゲルは「第二の否定的なもの、否定的なもの、否定的なもの」(GW12, 246)を看取する。それは、もはや「自分自身の他なるもの」ではなく、そうした「他なるもの」にとって「他なるもの」であるのだから、「他なるもの自体それ自身 *Andre an sich selbst*、他なるものの他なるもの *das Andre eines Andern*」(GW12, 245)とも呼ばれる。しかし、なぜ、このような「第二の否定的なもの」が生じるのだろうか。

²⁴ 「自分自身にとって他なるもの」、あるいは、「自分自身の反対」という概念については、海老沢の解釈を参照(海老沢, 2002, pp.526-230)。なお、海老沢は当該箇所「絶対的理念」節の方法論に沿って「他者の他者」の解釈を行なっているにもかかわらず、「概念」の諸規定は全く登場しない。

ヘーゲルが「概念の運動にとっての転回点」(GW12, 246)と呼ぶこの「第二の否定的なもの」の登場は重大な論点の一つであるが²⁵、その登場の要因を理解することはそれほど難しくはない。「概念」の運動が「第二の否定的なもの」に行きつかなければならないのは、「普遍的なものは特殊なものとして措定されている」(GW12, 244)、つまり、「普遍は特殊である」という命題は、二つの概念の対立を表しているどころか、一つの「矛盾」(GW12, 245)であり、それゆえに、それ自身において「否定的なもの」だと言えるからである。すなわち、ヘーゲルによれば、このとき「一つの関係における、対立した諸規定がすでに定立されておき、思考にとって現前している」のである(GW12, 246)。

「矛盾」としての「第二の否定的なもの」の意味をより明確に捉えるために、ここで、前述の「分析的判断」と「総合的判断」とは別のレベルで、「分析的契機」と「総合的契機」が問題となっていることに注目しよう。「分析的契機」は「第一の否定的なもの」に、「総合的契機」は「第二の否定的なもの」に対応するとヘーゲルは指摘する²⁶。すでに見たように、「概念」における「特殊的なもの」は根本的には「概念は普遍的である」という規定そのもののうちに含まれていた。このような「特殊」は「普遍」から「区別されたもの」(GW12, 246)だが、いくら区別されたとはいっても、「概念」に帰属する規定の一つであることに変わりはない。それゆえに、この「区別されたもの」あるいは「第一の否定的なもの」は、「分析的契機」と見做されうる。ところが、ヘーゲルの言うように、「区別されたもの」からさらに「区別されたもの」(GW12, 246)となると、もはや普通の意味では「概念」の規定に帰属しているとは言えない。「区別の区別」ないし「否定の否定」は、「概念」をいくら分析しても決してそこから抽出されることはない。だからこそ、「否定の否定」あるいは「第二の否定的なもの」は、「総合的契機」に対応するのだろう。

ヘーゲルは、「概念」の規定から完全に切り離されているこの「第二の否定的なもの」を、「否定的な自己関係の単一な点」(GW12, 246)と呼んで、そのいわば虚焦点としての性格を際立たせている。なるほど、同様の「否定の否定」の論理は存在論や本質論の領域にも見て取ることができる。だが、極限まで否定性を突き詰められるのは、初めから総体性であってその外部をもたない「概念」の運動だけだと考えられる。だからこそ、ヘーゲルは、この「否定的なもの」を、「あらゆる活動性の、そして、生きた

²⁵ 例えば、キンマーレは、こうした「矛盾」を「思考」する「方法」の「意義」について、「自由と勇気との間の矛盾」といった例を出している(Kimmerle, 1979, p.199)。このような「具体的」な事例が有効かどうかは本論では保留しておく。

²⁶ 「第一の否定的なもの」が「分析的契機」であるのは、「直接的なものが、それ自身のうちで、直ちに〔直接的に〕その他なるものへと関係し、そしてそれゆえにその他なるものへと移行する、あるいはむしろ移行してしまっている」ことを表すからであるのに対して、「第二の否定的なもの」が「総合的契機」であるのは、「区別されたもののそれ自身の、その〔=区別されたもの自身の〕区別されたものへと関係」(GW12, 246)だからである。

精神的な自己運動の最も内的な源泉、弁証法的魂」(GW12, 246)と見做して高く評価しているのである。後に明かされるように、もともと「三肢構造の最初の二つの契機は、抽象的で、真ではない契機」だった (GW12, 248)。というのも、普遍性にせよ特殊性にせよ、「普遍は特殊である」という「矛盾」した「概念」の規定から、その「矛盾」を度外視して取り出されたものにすぎないからである。

とはいえ、最終的にヘーゲルは、この「否定的なもの」がそれ自身「肯定的なもの」であることを明らかにする。そうした「肯定的なもの」が「個別」であることは、総体性に強調点を置く本論の筋道からも容易に推測できるだろう。また、その論理については、通常、「否定の否定」が「否定的なもの」の自己関係であるから「肯定的なもの」として表現されると主張されることが多い。だが、これは本質論のカテゴリーに基づく説明である。ここでは、「否定的なもの」がいかなる「概念」の規定にも属さないという上述の結論を起点にして、ヘーゲルの叙述に沿って考察を進めたい。

考えてみると、「概念」のすべての規定が失われてしまったとは言っても、初めから総体性である「概念」にとってその外部は存在しない。それゆえ、「区別されたもの」から「区別されたもの」は、やはり「概念」それ自身以外にはないだろう。そうすると、新たな「肯定的なもの」、つまり、「第三のもの」と呼ばれるべきものは、「普遍は特殊である」という「矛盾」を反省的に統一した「概念」それ自身の規定だと考えざるをえない。この点に関連してヘーゲルが、「第三のもの」を「個別性」に関連づける仕方を確認したい。「個別性」は、単に総体性のうち（普遍性と特殊性を除いた）残りの一つの契機であるために、その登場を要求されるのではない——もしそうであれば、「第二の否定的なもの」も「分析的契機」と呼ばれるはずだろう。実際には、ヘーゲルは「第二の前提は個別性によって規定されている」(GW12, 246)と述べているが、この表現からすれば、「個別性」は「普遍は特殊である」という「矛盾」を止揚した規定を意味すると解釈するべきである。すなわち、「矛盾」として現れた「普遍は特殊である」という命題に関して、その対立を止揚し、まさに一つのものとして規定するところのものが「個別性」なのである。こうして——「思弁的推論」解釈の主張する——「特殊は個別である」という「第二の前提」が登場すると理解することができる。

最後に、ヘーゲルが、「第二の否定的なもの」を、直接性ないし普遍性の「回復」として論じている点を確認しよう。「このような否定性は、自らを止揚する矛盾として、第一の直接性の回復、単一な普遍性の回復である」(GW12, 247)²⁷。なぜ「回復」していると言えるのかといえ、ば、「個別的なもの」としての「概念」にとって、それ自身に

²⁷ このような「普遍」の「回復」をもって、「思弁的推論」解釈は「個別は普遍である」という「結論」を見出す。しかし、ヘーゲルが「円環」などの仕方で表現しようとしている事柄が、「個別は普遍である」という命題形式で表しきれぬのか大いに疑問が残る。

おける区別や特殊性はもはや表面化していないからである²⁸。それゆえ、この「個別的なもの」、つまり、「第三のもの」は「一般に最初の契機と二つ目の契機、直接的なものと媒介との統一である」と理解しうるが(GW12, 247)、ヘーゲルは、こうした「判断の諸形式」を手厳しく退けている(cf. GW12, 248)。というのも、この「統一」は、「安らった第三のもの」ではなく、「自分自身と媒介する運動であり活動性」だからである(GW12, 248)。「端緒」が「直接的に、それ自身、この直接的なもの」(GW12, 240)だったのとは異なり、それまでの過程を「統一」する「帰結」は媒介的に「直接的なもの」であり、そうした自己媒介的な活動性であると言わなければならない。

以上を踏まえれば、ヘーゲルが「結論」を次のように特徴付けていることも納得がいくだろう。「第三のものは、そこで概念が、自らの否定性によって、自分自身と媒介し、そのことによって自らの諸契機の〔貫く〕普遍的で同一のものとして対自的に規定されているような、結論である」(GW12, 248)。

5. おわりに

本論は、ヘーゲルが『大論理学』の「絶対的理念」節で展開している〈概念の自己運動〉を分析し、それが次のような運動過程であることを明らかにした。すなわち、「概念」は自らを「普遍」として規定するが、この規定によって直ちに(「普遍」の反対である)「特殊」へと転じ、さらには、このような「普遍」と「特殊」との「矛盾」の統一として自らを規定することによって「個別」として現れてくる。このように、ヘーゲルの考える「概念」とは、「絶対的理念」節に従うかぎり、それ自身の規定性に従って自らを否定的に規定する作用そのものであることがわかる²⁹。ここでは、「規定的否定」解釈のように、普遍、特殊、個別という「概念」の規定性が度外視されることはなく、「思弁的推論」解釈のように、「概念」のもつ否定性が軽視されることもない。否定的な規定作用としての「概念」が自分自身を展開し十全な自己規定に至る過程こそ、「絶対的理念」節で叙述される〈概念の自己運動〉なのである³⁰。

ところで、この解釈が正しいとすると、〈概念の自己運動〉は、ヘーゲル論理学のすべての段階の概念の運動を説明するものではない、ということになるのではないだろう

²⁸ したがって、「進行」とは、あってもなくても構わない、一種の余計なものではない。そうではなくて、「むしろ普遍的なものが自分自身を規定し、対自的に普遍的なものである、言い換えれば、同時に個別的なものであり主体であることのうちに存する」(GW12, 248)。

²⁹ 「規定する」ことを「言明する」ことに換言するならば、〈概念の自己運動〉は、一つの「推論」の形式を取るという点よりも、「言明不可能性」と表裏一体であるという点に目が向けられるだろう。ヘーゲル哲学の方法を「絶対者」の言明不可能性という観点から解釈したものは、ブーブナーの研究がよく知られている(Bubner, 1976, pp.44-49)。

³⁰ このような運動構造を「目的論」と解する解釈も少なくない(cf. Siep, 2019, p.651, Heckenroth, 2021)。確かにもともと「概念」のうちに「普遍」「特殊」「個別」の契機が含まれており、それが継起的に自己展開する過程を〈概念の自己運動〉と考えるのであれば、目的論的であると言えるだろう。しかし、この過程の進展は、自己否定的な規定作用によって成り立つ以上、単純な目的論的展開と同一視することはできないと思われる。

うか。もしそうだとすれば、この方法は、ヘーゲル哲学にとっていかなる意義をもつのだろうか。最後に、この種の疑念に込めておきたい。

まず、〈概念の自己運動〉が直ちに論理学の他の箇所、すなわち、存在論や本質論の方法を一般的に説明するものでないことは、概念論冒頭部のいわゆる「概念総論」からも読み取ることができる。そこでヘーゲルは、「存在のカテゴリー」は「即自的に概念であるにすぎない」のだから、(存在論における)ある規定は「その他の規定において没落し、それとは異なつた規定をその真理としてもって」いると論じている(GW12, 34)。さらに、(本質論における)「反省諸規定」は「相関的なものとして、自分に関係するだけでなく、[他のものへの]相関すること」であつて、「自分をその他のものに対して[……]仮象的に現れる[scheinen; 映現する]」と述べる(GW12, 34)。要言すれば、存在論の概念の規定は他の規定から独立しており、本質論の概念の規定は他の規定と相関的な関係のうちにあるということである。それに対して、概念論の「概念」は他の規定において自分自身を失うことがないどころか、もとの自分自身に還帰してくる。「規定性は、規定された概念として外面性から自分のうちに連れ戻される」(GW12, 36)。このように、明らかにヘーゲルは、論理学の各段階に応じて概念の移行の形式は異なると考えている³¹。

そうであれば、〈概念の自己運動〉がすべての「規定された概念」に直接的に通じる「方法」でないことはよもや否定しがたい³²。その上で、「絶対的理念」節の方法論にいかなる意義があるのかといえ、それはまさに〈概念の自己運動〉を導き出し、「方法」を十分に規定するという点に至ったことに他ならない³³。注意すべきは、〈概念の自己運動〉が「結論」に至ったあとのヘーゲルの表明である。ここでは、「思弁的推論」

³¹ こうした規定のあり方の違いは、それぞれの段階の概念の形式の差に由来すると考えられる。『大論理学』冒頭の「存在の一般的区分」でヘーゲルは、「概念全体」を、一方では「即自的に概念であるにすぎない」ような「存在する概念」であり、他方では「概念それ自身、対自的に存在する概念」であると解しており、前者は「客観的論理学」(存在論・本質論)、つまり、「存在としての概念の論理学」の対象とされ、後者は、「主観的論理学」(概念論)、つまり、「概念としての概念の論理学」の対象とされると主張する(GW21, 45-46)。

³² 〈概念の自己運動〉は、個々の「規定された概念」の「意味内容」に応じて変容していると考えられるかもしれない。ヘッケンロースは、ヘーゲルの論理学の「方法」を、a) 端緒の意味内容に対する思想的把握、b) その弁証法的媒介の解明、c) 弁証法の思弁的完成から構成された「構造複合体」と解釈し、そうした「構造体」が「本質的に過程的」であるだけでなく、その都度の概念に応じて「個別課題的 binnen-differenzierung」であることを指摘している(Heckenroth, 2021, p.15)。

³³ シックによれば、「方法」が「この体系がそれ自身のもつて従う」(GW21, 38)ところのものであり、「絶対的理念」節の方法論は、論理学への「メタ反省 Metareflexion」(Schick, 1994, p.285)を意味する。しかし、ただの「反省」であれば、それだけで論理学が従う「形式」とその「内容」との乖離が埋まることはない。そのために、シックも、方法論が「内容」を改めて「導出されたものと証明されたもの」として示そうとする点を評価する(Schick, 1994, pp.286-288)。

解釈が主張するところの「個別は普遍である」という「結論」がより明確な形で表現されている。

ここでようやく、認識すること *Erkennen* の内容それ自身が考察の圏域に入り込んでくる。なぜなら、この内容は、今や導出されたものとして、方法に帰属するからである。方法それ自身は、この契機を通じて、体系へと拡張される。[……][これまで] 挙げられた運動を通じて、対象は、自分自身に対して[対自的に]、内容であるような規定性を獲得した。なぜなら、単一性へと合流した否定性は止揚された形式であり、単一な規定性として、その展開に[対置しており]、さしあたり普遍性に対するその対立それ自身に対置しているからである。(GW12, 249)

引用文で言われていることは、論理学の全展開において前提されていた「認識すること」の「内容」が、方法論における〈概念の自己運動〉、とりわけ最終段階の「単一な普遍性の回復」を通じて、その規定性を対自的に獲得したという事態だと考えられる。もしそうだとしたら、「絶対的理念」節における方法の規定は、論理学にとってのみならず、ヘーゲルの言う「学」全体にとって決定的な意義をもつことになるだろう。なぜなら、ヘーゲルによれば、「[……] 内容を動かし前進させるものは、自分自身のうちなる内容、[つまり] 内容が自分自身においてもっている弁証法」であり、「この方法の道行きを歩まず、またこの方法の単純なリズムに適さないような叙述は、決して学的と見なされえない」(GW11, 25)からである³⁴。このことこそ、「方法それ自身は、この契機を通じて、体系へと拡張される」(GW12, 249)という主張の趣旨だろう。

このように「方法」をより哲学体系に内在化させ、そのうちに哲学的な意義を認める解釈の方向性は、ヘーゲルの「弁証法的方法」を「それが達成した結果[としての哲学体系]」から「一般的に引き剥がす」(Engels, 1975, p.115)ことを試みたマルクス主義以来の趨勢に逆行するように見えるかもしれない。しかし、実際に新しい世代の解釈者たちが、ヘーゲル哲学の方法を、その内容と形式、論理学の内部での一貫性や完結性、論理学と自然哲学の関係といった観点から研究する傾向にあることは疑いえない³⁵。〈概念の自己運動〉に関しても、一見、極めて限定されているように見えるこうした体系的な視角から究明する余地は今なお開かれている。

※本研究は JSPS 科研費 21J01594 の助成を受けたものです。

³⁴ 「内容の自己運動」という考え方は、早くも『精神現象学』で表明されている。「学は、ただ概念の固有な生によってのみ有機的に組織されることができる。図式から外的に定在に貼り付けられた規定性は、学においては、満たされた内容の自ら運動する魂である」(GW9, 38)。

³⁵ 例えば、Martin (2012), Oswald (2020), Heckenroth (2021)といった研究が挙げられる。こうした最近の研究についての詳細な検討は今後の課題としたい。

凡例

ヘーゲルからの引用は G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, Hamburg, 1968f. に依拠し、略号 GW の後に巻数と頁数を付す。ただし『エンツュクロペディ』からの引用の場合は略号 GW の後に巻数と節番号を付し、さらに補遺からの引用の場合は頁数も付す。原文の隔字体(ゲシュペルト)は傍点で表わす。また、引用文中の亀甲括弧〔〕は引用者による挿入であり、引用文中の下線部は引用者による強調である。

引用文献リスト

- Bubner, Rüdiger (1976). 'Strukturprobleme dialektischer Logik', in *Der Idealismus und seine Gegenwart*, Ute Guzzoni/ Bernhard Rang/ Ludwig Siep (eds.), Hamburg, Felix Meiner.
- De Vos, Lu (2006). 'Dialektik', in *Hegel-Lexikon*, P.G. Cobben/ P. Cruysberghs/ P.H.A.I. Jonkers/ L. de Vos (eds.), Darmstadt, Wissenschaftlichen Buchgesellschaft.
- Düsing, Klaus (1976). *Das Problem der Subjektivität in Hegels Logik*, Hegel-Studien Beiheft, Bd. 15, Bonn, Bouvier.
- (1983). 'Syllogistik und Dialektik in Hegels spekulativer Logik', in *Hegels Wissenschaft der Logik: Formation und Rekonstruktion*, Dieter Henrich (ed.), Stuttgart, Klett-Cotta.
- Engels, Friedrich (1975). *Anti-Dühring. Dialektik der Natur, Karl Marx Friedrich Engels Werke*, Bd. 20, Berlin, Dietz.
- Fischer, Kuno (1865). *Logik und Metaphysik, oder Wissenschaftslehre. Zweite, völlig umgearbeitete Auflage*, Heidelberg, Friedrich Bassermann.
- Forster, Michael (1993). 'Hegel's dialectical method', in *The Cambridge Companion to Hegel*, Frederick C. Beiser (ed.), Cambridge, Cambridge University Press.
- Fulda, Hans Friedrich (1978). 'Hegels Dialektik als Begriffsbewegung und Darstellungsweise', in *Seminar: Dialektik in der Philosophie Hegels*, Rolf-Peter Horstmann (ed.), Frankfurt am Main, Suhrkamp.
- Guzzoni, Ute (1963). *Werden Zu Sich: Eine Untersuchung Zu Hegels „Wissenschaft der Logik“*, Freiburg/ München, Alber.
- Heckenroth, Lars (2021). *Konkretion der Methode: Die Dialektik und ihre teleologische Entwicklung in Hegels Logik*, Hegel-Studien Beiheft, Bd. 71, Hamburg, Felix Meiner.
- Heinz Röttges (1976), *Der Begriff der Methode in der Philosophie Hegels*, Meisenheim am Glan, Verlag Anton Hain.
- Henrich, Dieter (2010). *Hegel im Kontext. Mit einem Nachwort zur Neuaufgabe*, Frankfurt am Main, Suhrkamp.
- Hösle, Vittorio (1998). *Hegels System. Der Idealismus der Subjektivität und das Problem der Intersubjektivität*, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Houlgate, Stephen (2006). *The Opening of Hegel's Logic*, West Lafayette, Purdue University Press.
- Kimmerle, Heinz (1979). 'Die allgemeine Struktur der dialektischen Methode', in *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Bd. 33, H. 2.
- Oswald, Georg (2020). *Das freie Sich-Entlassen der logischen Idee in die Natur in Hegels „Wissenschaft der Logik“*, Hegel-Studien Beihefte, Bd. 70, Hamburg, Felix Meiner.
- Martin, Christian Georg (2012). *Ontologie der Selbstbestimmung. Eine operationale Rekonstruktion von Hegels „Wissenschaft der Logik“*, Tübingen, Mohr Siebeck.
- Serrano, José Maria Sánchez de León (2013). *Zeichen und Subjekt im logischen Diskurs Hegels*, Hegel-Studien Beiheft, Bd. 60, Hamburg, Felix Meiner.
- Schäfer, Rainer (2002). *Hegels Ideenlehre und die dialektische Methode*, in *G. W. F. Hegel: Wissenschaft der Logik*, Anton Koch/ Friedrike Schick (eds.), Berlin, De Gruyter.
- Schick, Friedrike (1994). *Hegels Wissenschaft der Logik: Metaphysische Letztbegründung oder Theorie Logischer Formen?*, Freiburg / München, Karl Alber.
- Siep, Ludwig (2019). 'Die Lehre vom Begriff. Dritter Abschnitt. Die Idee', in *Kommentar zu Hegels Wissenschaft der Logik*, Michael Quante/ Nadine Mooren (eds.), Hegel-Studien Beiheft, Bd. 67, Hamburg, Felix Meiner.

- Wolff, Michael (2014). 'Hegels Dialektik – eine Methode? Zu Hegels Ansichten von der Form einer philosophischen Wissenschaft', in *Hegel – 200 Jahre Wissenschaft der Logik*, Anton Friedrich Koch/ Friedricke Schick/ Klaus Vieweg/ Claudia Wirsing (eds.), Hamburg, Felix Meiner.
- Zander, Folko (2022). 'Die methodische Rolle des Widerspruchs bei Hegel', in *Logik und Moderne: Hegels Wissenschaft der Logik als Paradigma moderner Subjektivität*, Folko Zander/ Klaus Vieweg (eds.), Leiden, Brill.
- Žižek, Slavoj (2012). *Less Than Nothing: Hegel and the Shadow of Dialectical Materialism*, New York/ London, Verso.
- 海老沢善一(2002). 『ヘーゲル論理学研究序説』, 粹出版社
- 海老沢善一(2012). 『対話 ヘーゲル「大論理学」』, 粹出版社
- カトリーヌ・マラブー(2005). 『ヘーゲルの未来: 可塑性・時間性・弁証法』, 未来社
- 川瀬和也(2021). 『全体論と一元論——ヘーゲル哲学体系の核心』, 晃洋書房
- 島崎隆(1993). 『ヘーゲル弁証法と近代認識』, 未来社
- 堀永哲史(2020). 「媒介論としてのヘーゲル矛盾論——ヘーゲル『大論理学』矛盾節の解釈——」, 日本哲学会, 『哲学の門』, 第2号, pp. 149-161.
- 牧野広義(2012). 「ヘーゲルにおける論理学・形而上学・方法論」, 『阪南論集 人文・自然科学編』, 第47号, 第2巻, pp.5-16.
- (2016). 『ヘーゲル論理学と矛盾・主体・自由』, ミネルヴァ書房
- 山口祐弘(2010). 『ドイツ観念論の思索圏』, 学術出版会

A Study of the Self-movement of the Concept:
Reexamining the Method of Hegel's *Logic*

Yusuke IIZUMI

In this paper, I examine the structure of Hegel's philosophical method followed by, as well as argued in, his major work, *Science of Logic* (1812–13, 1816/1832). Hegel's conception of "method," which is formulated as "the Self-movement of the Concept" in the last section of *Logic*, "the Absolute Idea," is still controversial in contemporary philosophy. To solve the problem of how and why Hegel can argue that a Concept moves to another Concept by itself in his philosophical system, some scholars focus on the logic of "determinate negation," which explains the Hegelian methodological principle that self-controversy does not come to "nothing" but generates determinate positive content. Others interpret the Self-movement of the Concept as "speculative inference." According to them, the unique logical inference constructed by the Concept's three structural moments—the universality, the particularity, and the singularity—shows itself as movement. However, both interpretations are not sufficient to justify Hegel's methodological argument, especially regarding the negativity and the determinatedness of the Concept.

Based on this background, I analyze the structure of "the Self-movement of the Concept" described in the section of "the Absolute Idea" and attempt to prove that it is a *self-negating and self-determinating activity of the Concept itself*. In my view, the movement of the Concept is summarized as follows: Once the Concept is determined as a universal, it turns out to be a particular immediately, negating its universal form, and further turns out to be a singular with the negation of its particular form. This dynamic indicates that the *negative determinatedness* of the Concept and its *negating-determinating activity* are inseparable, and this is what Hegel calls the identity of Content and Form in the context of his methodology. Although it is not a kind of general method applied to the entire *Logic*, but appropriates only to "the Absolute Idea," my thesis shows that this method may establish the foundation of Hegel's *whole system of philosophy*, "the Science," characterized by the identity of Content and Form.